

奈良県自然環境保全審議会鳥獣部会（平成23年3月18日開催）

■会議の成立について

委員8名中4名出席のため、奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定により会議は有効に成立

■会議の公開・非公開の取り扱いについて

「奈良県自然環境保全審議会の会議の公開等の取り扱い」で原則公開と規定

■議事

<議事進行>

前田部会長（運営要綱第4条第3項の規定による）

知事から奈良県自然環境保全審議会に諮問され、運営要綱第5条の規定により、鳥獣部会に付議された次の案件について審議

◇諮問案件

奈良第10次鳥獣保護事業計画の第2回変更について
審議の結果、事務局案について異議はない旨答申することを決議

<委員からの意見等>

農業従事者の範囲はどうなるのか。規模とかの決まりはあるのか。

→専業や兼業、大きい小さいなど色々があるが特にこだわらなくてもいいと考えている。